

精神医療に関する地域医療構想検討ワーキンググループ 開催要綱

1. 目的

- 2025年に成立した「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号）により、地域医療構想に精神医療が位置付けられたことに伴い、精神科病院における医療機関機能、医療機関機能報告・病床機能報告の内容や必要病床数の推計方法等について、施行に向けて検討する必要がある。
- 本ワーキンググループは、精神医療に関する地域医療構想の方向性や具体的内容等について検討することを目的に開催するものである。

2. 検討事項

- (1) 精神医療に関する地域医療構想の策定及び施策の実施に必要な事項
- (2) その他ワーキンググループが必要と認めた事項

3. 構成等

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 団体を代表して参加している構成員が、やむを得ず欠席し、代理出席を希望する場合には、事前に医政局地域医療計画課及び社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課を通じて座長の了解を得た上で当日の会合において承諾を得ることにより、参考人として参加することができる。

4. 運営

- (1) 厚生労働省医政局長及び社会・援護局障害保健福祉部長がワーキンググループを開催する。
- (2) ワーキンググループは原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利利益を害する恐れ等がある場合は、構成員の申し合わせにより非公開とすることができる。
- (3) ワーキンググループ資料及び議事録については、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、後日ホームページにおいて公開する。なお、非公開とする申し合わせを行った場合には、その理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (4) ワーキンググループの庶務は、医政局地域医療計画課及び社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課において処理する。
- (5) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、座長が定めることとする。

精神医療に関する地域医療構想検討ワーキンググループ 構成員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・役 職
あわた しゅいち 栗田 主一	認知症介護研究・研修東京センター長
いえやす ひでたか 家保 英隆	高知県理事（保健医療担当）
いわがみ よういち 岩上 洋一	一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク代表理事
えざわ かずひこ 江澤 和彦	公益社団法人日本医師会常任理事
おかだ くみ こ 岡田 久実子	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会（みんなねつと）理事長
おがた ひろや 尾形 裕也	九州大学名誉教授
おか としあき 岡 俊明	一般社団法人日本病院会副会長
か や さとし 彼谷 哲志	一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員 研修機構普及委員
きたむら たつる 北村 立	公益社団法人全国自治体病院協議会常務理事
きつかわ たかひろ 吉川 隆博	日本精神科看護協会会長
きはら なおゆき 桐原 尚之	全国「精神病」者集団運営委員
くろだ なおあき 黒田 直明	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 公共精神健康医療研究部長
さくらぎ しょうじ 櫻木 章司	公益社団法人日本精神科病院協会常務理事
たなか ゆうき 田中 裕記	一般社団法人日本総合病院精神医学会
ながせ ゆきひろ 長瀬 幸弘	公益社団法人日本精神科病院協会理事
はしもと み ほ 橋本 美穂	公益社団法人日本看護協会常任理事
ふじい ち よ 藤井 千代	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部長
まつだ しん や 松田 晋哉	福岡国際医療福祉大学長